

第 26 号 議 案

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
(市町村が処理する事務の範囲等)			(市町村が処理する事務の範囲等)		
第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。			第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		
部局	事務	市町村	部局	事務	市町村
略			略		
産業労働部関係	1～6 略		産業労働部関係	1～6 略	
	7 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～ヌ 略	島原市、壱岐市、西海市、雲仙市、 <u>南島原市及び新上五島町</u>		7 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～ヌ 略	島原市、壱岐市、西海市、雲仙市 <u>及び南島原市</u>
略			略		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

令和5年4月1日から新たに町へ事務を移譲することに伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。